

別表

1 ゼロカーボン促進事業 (「CO2CO2 スマート宣言事業所登録制度」の登録を受けている事業者に限る)	
項目	内 容
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、水力、その他の再生可能エネルギー供給設備の設置
蓄電池の設置	自らが設置するまたは設置した再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備の設置
電気自動車・燃料電池自動車の普及促進	<p>ア 電気自動車及び燃料電池自動車の導入</p> <p>イ 電気自動車及び燃料電池自動車に係る燃料等供給設備の設置</p> <p>ウ 自らが導入するまたは導入した電気自動車及び燃料電池自動車に係るV2H充放電設備及び外部給電器の設置</p>
省エネルギーの促進	<p>ア 省エネルギーを図るため次の装置の設置及び改造</p> <p>(ア) 燃料電池</p> <p>(イ) コージェネレーション（熱電併給）</p> <p>(ウ) LED照明器具</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすもの</p> <p>(エ) 空調</p> <p>A 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める以下の品目ごとの判断の基準を満たすもの</p> <p>a エアコンディショナー</p> <p>b ガスヒートポンプ式冷暖房機</p> <p>c 公共工事に係る資材として分類される品目のうち、空調用機器</p> <p>B 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第10条第1項に基づき定められた、県の環境配慮物品調達方針に定める公共工事に係る資材として分類される空調用機器のうち、エアコンディショナー（冷房能力が28kw以上のもの）の判断の基準を満たすもの</p> <p>(オ) その他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ エネルギー管理システムの設置</p> <p>以下の機能を全て保有するものに限る</p> <p>(ア) 1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量の統一単位（原油換算量(kl)）による表示</p> <p>(イ) 事業所全体の電力使用量、並びに系統別、機器別等の個別電力使用量の30分以内の間隔での計測及び表示</p> <p>(ウ) 電力以外のエネルギーを使用する又は使用する予定がある事業所においては、事業所全体並びに機器別や製造ライン別の電力以外のエネルギー使用</p>

	<p>量の 1 か月以内の間隔での計測又は入力及び表示</p> <p>(エ) 事業所全体の最大需要電力（30 分デマンド値）の目標設定及び目標を超えるおそれがある場合の自動通知</p> <p>(オ) 省エネルギー及び需要電力（デマンド）の管理を目的とした各機器の自動制御</p> <p>(カ) 全ての計測データ、入力データ及び制御履歴の 13 か月以上の保存</p> <p>(キ) 全ての計測データ及び入力データの CSV 形式等による抽出</p> <p>ウ ア、イ、ウ及びエの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p> <p>エ 建築物の屋上又は壁面の緑化工事</p> <p>オ 屋根面、壁面又は窓の断熱工事及び遮熱工事</p>
未利用エネルギーの利用促進	廃熱その他の未利用エネルギーの利用を図るためのエネルギー供給装置の設置
メタン・代替フロン等の温室効果ガス削減対策	<p>ア 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に定める温室効果ガスの削減を図るための装置の設置及び改造</p> <p>イ 省エネ型自然冷媒機器の設置</p> <p>　　冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに用いられる省エネ型自然冷媒機器並びに食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の設置</p> <p>　　ただし、「省エネ型自然冷媒機器」は、フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハイドロフルオロカーボン（HFC））ではなく、アンモニア、空気、二酸化炭素、水等自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器であって、同等の冷凍・冷蔵の能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍・冷蔵機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないものとする</p> <p>　　また、食品小売業におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器には、ショーケースに使用されるものと同様のコンデンシングユニットを用いる冷凍・冷蔵保管庫用の省エネ型自然冷媒機器を含む</p> <p>ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
2 環境保全事業	
項目	内 容
大気汚染防止	<p>ア ばい煙を処理するための装置の設置</p> <p>　　集じん又は除じん装置（重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集若しくは音波凝集の方法によるもの）、硫黄酸化物又は窒素酸化物その他有害物質の処理装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ ばい煙の排出を低減するための装置の設置及び改造</p> <p>　　有害物質の処理装置の設置（洗浄、吸収、中和又は吸着の方法によるもの）、バーナーの改造及びその他知事が適当と認めるもの</p>

	<p>ウ 挥発性有機化合物を処理するための装置の設置 燃焼処理装置、凝縮回収装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>エ 挥発性有機化合物の排出及び飛散を抑制するための改造 使用溶剤の非揮発性有機化合物化に伴う施設の改造、密閉化等の蒸発防止策に伴う施設の改造及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>オ 粉じんを処理するための装置の設置及び改造 集じん又は除じん装置の設置、散水・被覆又は密閉により粉じんの発生を防止するための施設の改造及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>カ アからオまでの付属設備の設置及び設置工事(作動する上で必要なものに限る)</p>
水質汚濁防止	<p>ア 汚水処理装置の設置 中和、pH調整、酸化、還元、浮上分離、沈降分離、凝集分離、ろ過、活性炭吸着、活性汚泥法、生物膜法、嫌気処理法、イオン交換法、窒素・りんの除去又は滅菌により処理する装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 地下水汚染の未然防止のための装置の設置及び改造 有害物質を使用又は貯蔵する施設における、施設本体の床面及び周囲を不浸透性の構造とするための改造、防液堤等の設置の工事、漏えいを検知する装置の設置、地下貯蔵施設若しくは地下配管等を地上施設化するための改造</p> <p>ウ アの付属設備の設置</p> <p>エ ア及びイの設置工事(作動する上で必要なものに限る)</p>
地質汚染対策	<p>ア 地下水及び土壤中の気体の汚染除去装置の設置 曝気処理、活性炭処理装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ アの付属設備の設置及び設置工事(作動する上で必要なものに限る)</p> <p>ウ 汚染土壤の除去等 原位置浄化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化及びその他知事が適当と認めるもの(掘削による除去を除く)</p>
地盤沈下防止	<p>ア 用水を地下水から工業用水等に転換する装置の設置 用水管、受着水槽、貯水槽、冷却塔、冷凍機、ろ過装置、沈殿装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 天然ガスかん水を地下に還元する装置の設置 還元井、用水還元管、水処理施設の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事(作動する上で必要なものに限る)</p>
騒音・振動防止	<p>ア 騒音を防止するための施設及び装置の設置 遮音壁(通常の工場建築物を構成する部分を除きもっぱら騒音防止の用に供するもの)、消音器の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>イ 振動を防止するための施設及び装置の設置 つり基礎の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p> <p>ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事(作動する上で必要なものに限る)</p>

悪臭防止	<p>ア 悪臭物質の処理装置の設置 熱分解、洗浄、吸収、中和、吸着、イオン交換、酸化、還元、電気捕集又は化学的処理等により処理するもの及びその他知事が適当と認めるもの イ 悪臭物質を密閉するための施設の設置 ウ ア及びイの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
化学物質汚染等防止	<p>ア 化学物質の処理装置の設置 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条に規定する第1種指定化学物質若しくは第2種指定化学物質又は千葉県化学物質環境管理指針に基づき指定される重点管理物質を製造又は使用する施設における当該物質の蓄熱燃焼装置、直接燃焼装置、吸着装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの イ アの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
フロン類等排出削減対策	<p>ア フロンの処理装置の設置 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）に基づき製造等が規制される特定フロン等の化学物質を取り扱う施設における当該化学物質の密閉装置、回収装置、減量化装置、再生装置又は当該化学物質を使用する設備の代替設備の設置及びその他知事が適当と認めるもの イ アの付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
アスベス ト対策	<p>アスベスト除去工事 封じ込め工事、囲い込み工事を除き、性能復旧工事、廃アスベスト処分及び事前に行つた含有分析調査を含む。 ただし、対象アスベストは、吹付けアスベスト、アスベスト含有ロックウール等のアスベスト吹付け材並びにアスベストを含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材とし、アスベストが0.1%を超えて含有するものとする。</p>
自動車 環境対策	<p>ア 低公害車の導入 (ア) 自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がB、D、H、N、P、R、5、6のいずれかのもの（乗用車を除く） (イ) ディーゼル車であって、自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がL、M、Q、S、T、3、4、7のいずれかのもの（乗用車を除く） (ウ) 天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車 (エ) 自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がD、L、M、R、3、4、5、6、7（L、M、3、4、7にあっては、ディーゼル車に限る）のいずれかであり、かつ、2020年度燃費基準達成の乗用車（なお、福祉車両等の改造により燃費基準が適用されなくなったものについては、改造前の車両が前述の基準を満たすもの） (オ) 自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目がFであるもの (カ) 自動車排出ガス規制の識別記号3桁の1桁目が2であるもの（二輪車を除く）</p>

	<p>イ 低公害車用燃料等供給設備の設置</p> <p>(ア) 天然ガス等の低公害車用の燃料等供給設備の設置</p> <p>(イ) (ア) の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p> <p>ウ 粒子状物質減少装置の装着</p> <p>知事が指定する粒子状物質減少装置の装着</p> <p>エ エコドライブ管理装置の設置</p> <p>警告等により運転者のエコドライブを支援する装置、運行時間・速度・走行距離等の情報を取得できる装置、車載器の情報により事業所用機器でエコドライブの出力結果を診断する装置の設置及びその他知事が適当と認めるもの</p>
環境管理システム認証取得の促進	<p>環境管理システム認証取得</p> <p>I S O 1 4 0 0 1、J I S Q 1 4 0 0 1、エコアクション21及びその他知事が適当と認めるものの認証の取得</p>
容器包装廃棄物再商品化の促進	<p>再商品化専用装置の設置</p> <p>(ア) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第7項に規定する特定分別基準適合物の再商品化専用装置の設置</p> <p>(イ) (ア) の付属設備の設置及び設置工事（作動する上で必要なものに限る）</p>
敷地緑化の促進	<p>敷地緑化工事</p> <p>敷地面積が1000m²以上である工場又はその他の事業場において、千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）に基づく緑化協定実施要綱に定める緑化の方法に準じて実施する敷地緑化工事</p>